

お知らせ

精神障害者保健福祉手帳の申請手続きの「郵送」での受け付けについてのご案内

精神障害者保健福祉手帳の申請手続きにつきまして、郵送による申請も受け付けています。
申請方法は下記をご覧ください。

※手帳の交付は、従来どおり裏面に記載のある各福祉事業所社会福祉課（区役所又は行政センター内）で行います。

郵送での手続きの流れ（新規申請・更新申請・等級変更申請）

※ 氏名・住所（市内）の変更届、再交付（紛失等）申請、返還（死亡）、転出（市外へ）、転入のお手続きは、裏面に記載のある各福祉事業所社会福祉課（区役所又は行政センター内）でお願いします。

申請者：申請書類を準備（※下記の「郵送での申請手続きに必要な書類」をご覧ください。）



申請者：申請書類を各福祉事業所社会福祉課（区役所又は行政センター内）へ送付
（※切手、封筒はお客様でご準備ください。）



福祉事業所：申請書類を受領後、申請書類を確認（※各福祉事業所社会福祉課（区役所又は行政センター内）に申請書類が届いた日が申請書の受領日となります。書類の受付状況は、送付した各福祉事業所社会福祉課（区役所又は行政センター内）へお問い合わせください。）



福祉事業所：申請書類の審査等を終了後、お客様へ手帳交付のお知らせを送付



申請者：手帳交付のお知らせを受領後、各福祉事業所社会福祉課（区役所又は行政センター内）で手帳を受領

郵送での申請手続きに必要な書類

1 診断書で申請する方

・障害者手帳申請書

申請者欄の住所は住民票上の住所
（電話番号欄へは平日昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。）

・精神障害者保健福祉手帳用診断書（作成日が3ヶ月以内のもの）

・マイナンバーを確認できる書類の写し（マイナンバーカード又は通知カードの写し）

・身元を確認できる書類の写し

官公署から発行された顔写真付き身元確認書類の写し
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、精神障害者保健福祉手帳など

・交付済みの精神障害者保健福祉手帳の写し（新規申請の方は必要ありません。）

氏名や有効期限が記載されているところの写しが必要

2 年金証書等の写しで申請する方

- ・ 障害者手帳申請書

申請者欄の住所は住民票上の住所

(電話番号欄へは平日昼間に連絡のとれる電話番号を記入してください。)

- ・ 精神障がい(知的障害を除く)理由とする障害年金の年金証書又は特別障害給付金受給者資格証の写し
(基礎年金番号、年金コードが両方記載されているものが必要)

- ・ 同意書

- ・ マイナンバーを確認できる書類の写し (マイナンバーカード又は通知カードの写し)

- ・ 身元を確認できる書類の写し

官公署から発行された顔写真付き身元確認書類の写し

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、精神障害者保健福祉手帳など

- ・ 交付済みの精神障害者保健福祉手帳の写し (新規申請の方は必要ありません。)

氏名や有効期限が記載されているところの写しが必要

顔写真について (顔写真は、郵送する必要はありません。)

- ・ 郵送で更新手続きを行う場合、写真は手帳の受取り時に提出していただきます。

- ・ 写真1枚 (タテ4cm×ヨコ3cm・上半身・無背景・無帽・申請前1年以内のもの) をご用意ください。

※写真貼付済の浜松市発行の手帳をお持ちの方は不要です。

問合せ及び送付先

<問合せ及び送付先の社会福祉課>

申請窓口	電話番号	郵便番号	住所
中央福祉事業所 社会福祉課	457-2057	〒430-8652	中央区元城町 103 番地の 2 (中央区役所内)
(東) 社会福祉担当	424-0176	〒435-8686	中央区流通元町 20 番 3 号 (東行政センター内)
(西) 社会福祉担当	597-1159	〒431-0193	中央区雄踏町一丁目 31 番 1 号 (西行政センター内)
(南) 社会福祉担当	425-1485	〒430-0897	中央区江之島町 600 番地の 1 (南行政センター内)
浜名福祉事業所 社会福祉課	585-1697	〒434-8550	浜名区貴布祢 3000 番地 (浜名区役所内)
(北) 社会福祉担当	523-2898	〒431-1395	浜名区細江町気賀 305 番地 (北行政センター内)
天竜福祉事業所 社会福祉課	922-0024	〒431-3392	天竜区二俣町二俣 481 番地 (天竜区役所内)